

平成28年度 第3回 北海道大規模小売店舗立地審議会第四部会 議事録（概要版）

1 日 時 平成29年3月7日（火） 午後3時～午後4時10分

2 場 所 上川合同庁舎 4階 展望会議室

3 出席者

(1) 委員及び特別委員

部 会 長 宮 原 進 (一般財団法人北海道建築指導センター旭川支所事務局長)

副 部 会 長 薄 井 タカ子 (薄井廣・タカ子税理士事務所税理士)

特別委員 西 島 猛 (元株式会社旭川産業高度化センター代表取締役)

特別委員 岡 本 俊 介 (留萌市建設業協会事務局長)

特別委員 黒 木 宏 一 (稚内北星学園大学情報メディア学部講師)

(2) 事務局

上川総合振興局産業振興部商工労働観光課長 工 藤 弘 行

上川総合振興局産業振興部商工労働観光課主査 (商工振興) 東 和 子

上川総合振興局産業振興部商工労働観光課主任 寺 井 卓 司

上川総合振興局産業振興部商工労働観光課主事 宮 木 悠 美 子

4 傍聴者

0名

5 審議事項

(1) 「コメリパワー旭川宮前店」(旭川市)の法第5条第1項(新設)の届出について

6 議事要旨

(1) 「コメリパワー旭川宮前店」法第5条第1項(新設)の届出について、事務局から審議案件に関する概要等を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から審議を行った。委員からは隣接する遊歩道の安全対策、小売店舗を設置する土地の形状(高低差)について質疑が出たが、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について意見を述べる必要がないものとして、知事に対して別紙のとおり答申することとした。

(2) 事務局から、「富良野ショッピングセンター」(富良野市)の法第6条第2項(変更)の届出についての事務的説明と次回の開催日程等について連絡を行った。

7 会議資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は別添のとおり。

(コメリパワー旭川宮前店)

(答申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第4条の指針に述べられている配慮事項のうち、駐車場台数については、指針で定める必要駐車場台数の算式そのものの数値（667台）によらず「既存類似店のデータ」を使用して算出（272台）しているが、当該算出方法が指針において認められている手法であること、本件がその手法をとることについて、条件を具備しており妥当である（特別の事情にあたる）と考えられること、また、「既存類似店のデータ」により算出された必要駐車台数を採用することにより、指針の台数に比して大きく周辺的生活環境に影響を与えることにはなりにくいと考えることから、指針で定める特別の事情にあたるものと判断する。

また、夜間における騒音の最大値予測では、敷地境界において、排気ガラの運転音が「騒音規制法における夜間の規制基準」を超えるが、受音点となる直近の住居付近では基準の範囲内の予測となっていることから、周辺の地域における生活環境への影響はほとんど無いものと認められる。

旭川市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、法第4条の指針を勘案し、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。